



第2編 障がい者基本計画

施策体系

基本理念

だれもが健やかに生き生きと暮らせる、自立と共生のまち西条

基本方針	施策展開
1. 啓発・広報の推進	(1) 啓発活動の推進 (2) 情報提供の充実 (3) 交流機会の拡大 (4) 福祉教育の推進 (5) 地域での福祉の推進
2. 保健・医療の充実	(1) 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進 (2) 心と体の健康づくりの推進 (3) 適切な保健・療育体制の充実
3. 教育・育成の充実	(1) 特別支援教育の推進 (2) 保育・教育環境の充実
4. 雇用・就業の確保	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の促進
5. 生活支援サービスの充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅生活への支援の充実 (3) 日中活動への支援の充実 (4) 居住の場への支援の充実
6. 生活環境の整備・充実	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 円滑なコミュニケーションの支援 (3) 生活安全対策の推進
7. 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	(1) 学習・スポーツ活動への参加の促進 (2) 団体活動とまちづくり活動の推進
8. 差別の解消、権利擁護の推進	(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進 (2) 権利擁護の推進

第1章 啓発・広報の推進

1. 啓発活動の推進

現状・課題

- 障がい者が安心して暮らせる地域づくりには、障がいや障がい者に対する理解の促進が不可欠です。そのために、市内小学校から毎年12月の障害者週間に合わせて障がい者福祉やボランティアに関する標語を募集し、優秀作品に対する表彰、横断幕の掲示や、広報紙、ホームページ等を通じて広く紹介することで市民啓発を推進しています。
- 市内障がい者団体に委託している事業の一環で市内の美化活動として障害者支援施設等での清掃等に障がい者が積極的に参加するなど、地元自治会や老人クラブ等との交流による障がい者福祉の輪が市民に広がっています。
- 各障害者福祉施設、地域活動支援センター及び障がい者団体によるセミナーの開催や地域の文化祭等の行事参加等、障がい者福祉の啓発に努めています。
- 愛媛県と連携し、障がい者が緊急時に提示して必要な支援内容等を伝える「ヘルプカード」や、日常において鞆等に着用して周囲の人に配慮を求める「ヘルプマーク」を導入しており、必要な人への配布を行っています。
- 障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することが重要であり、更なる理解促進に向けた広報・啓発に取り組むことが必要です。

施策展開の方向

- 市民との交流や各種団体との連携や、広報紙やホームページ等による情報発信を通して啓発活動に努め、引き続き障がいや障がい者に対する理解を一層深めます。
- 障害者週間をはじめ様々な機会を活用し、事業所や西条市障がい者自立支援協議会とも連携し、人権を尊重し認め合う地域づくりのための広報・啓発活動の更なる強化を図ります。

2. 情報提供の充実

現状・課題

- 市では、広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアの活用はもとより、事業者・団体等の定期刊行物による情報提供を実施しています。また、視覚障がい者への対応として、関係団体の協力を得て、広報紙の点訳・朗読を行っています。
西条市社会福祉協議会では、「社協だより」を発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得るとともに、種々の福祉サービスの情報提供を行っています。
- 障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内事業所の情報をまとめた西条市障がい者福祉施設マップの作成・配布を毎年行っています。

- 市では、意思疎通支援事業として、聴覚等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に設置手話通訳者を配置し、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。年々、増加する意思疎通支援の需要とともに、意思疎通支援者の高齢化、人材不足、新たな意思疎通支援者の育成が課題となっています。
- 令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、本市においても、生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、各種福祉サービスや生活に関わる情報について、広報紙やインターネット等を通じて的確な情報保障を推進するための環境整備が求められます。

施策展開の方向

- 広報紙、ホームページ及びソーシャルメディアを活用し、障がい者に対して必要な情報の提供に引き続き努めます。
- 今後も障がい者が福祉サービスを利用する際に必要となる市内の事業所の情報をまとめた、西条市障がい者福祉施設マップを作成し、周知を行います。
- 今後も聴覚障がいのある人のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣するとともに、市窓口等で相談・手続きの際に必要な設置手話通訳者を配置します。また、奉仕員養成事業を通じて手話奉仕員・要約筆記者の養成に努め、意思疎通支援者の派遣の増加に対応できるよう、確保を図ります。
- 障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進するために合理的配慮に努め、各種福祉サービスや生活に関わる情報について必要な情報保障をするための環境整備に努めます。

3. 交流機会の拡大

現状・課題

- 各地域の文化祭において障がい者施設がバザーに参加するなど、積極的な交流を行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大期間は停滞していました。5類感染症に移行後は、障がい者と市民の交流の場として、西条市障害者団体連合会による「障がい者福祉のつどい」、「ふれあいの運動会」等の開催を再開しています。

施策展開の方向

- 新型コロナウイルス感染拡大で縮小していたイベントの規模を、新型コロナウイルス感染拡大前に戻すことで、障がい者と地域住民との交流の機会を拡大して、生きがいのある生活を送れるよう、参加しやすい体制づくりに引き続き努めます。
- 障がいのある人と障がいのない人が、ともに交流できる機会の更なる拡大に向けて、誰もが参加しやすいマルシェ等イベントの情報を広く周知し、参加を促進します。

4. 福祉教育の推進

現状・課題

- 西条市社会福祉協議会では、市内小中高校を福祉協力校として指定し、児童生徒が福祉活動への理解と関心を深めるための取り組みをしています。
- 令和5年度から「西条市コミュニケーション出前講座」を実施し、手話をはじめとする聴覚障がい者に対する理解が進むよう努めています。令和5年12月末時点で、市内小中20校で実施し、合計831人が受講しています。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、ともに学ぶことができるインクルーシブな学校づくりや、福祉の心を育てていくことが重要な課題といえます。
学校教育においては、「総合的な学習の時間」に福祉教育を位置づけ、地域にある障害者支援施設等との交流を積極的に推進しています。また、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校もあります。

施策展開の方向

- 西条市社会福祉協議会において、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動を行うとともに、車いすやアイマスク等、体験学習関連用具についても更なる整備拡充を行います。
- 西条市コミュニケーション出前講座を活用し、市内小中学校の福祉教育の一環として手話や聴覚障がい者への理解が進むよう引き続き努めます。また、市内企業等に対しても西条市コミュニケーション出前講座の活用を努め、理解促進に努めます。
- 学校教育の場では各学校の主体性を尊重しつつ、子どもたちが相互に認めあえる仲間づくりを進めることで、多様な子ども達が共に学ぶことができるインクルーシブ教育を推進し、障がいの理解促進による充実した福祉教育の推進に取り組みます。

5. 地域での福祉の推進

現状・課題

- 障がい者が住み慣れた地域で生き生きと生活を送るためには、社会福祉協議会、地域住民、自治会、民生委員、障害福祉サービス事業所、ボランティア、行政が一体となった地域での福祉の推進が不可欠です。障がいのある方もない方も、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

施策展開の方向

- 障がい者団体をはじめ、地域団体、ボランティア等関係団体や関係機関と一層の連携・協働を進め、地域での障がいのある人の理解促進や地域での見守り、交流を図ることで、障がい者が住み慣れた地域で生き生きと生活を送ることができる地域での福祉の推進に努めます。

第2章 保健・医療の充実

1. 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

現状・課題

- 障がい者が身近な地域において、健やかで心豊かに暮らすためには、適切な保健・医療サービス
医学的リハビリテーション等を受けられるようにすることが重要です。
障がいの原因となる疾病や発症時期は様々であり、また障がいの種類、程度等についても個々に異なるため、障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、一人ひとりの状態に応じて必要な時に必要な支援が総合的かつ継続的に受けられるシステムづくりが求められることから、各機関の専門部署を通じ、相互に連携しながら、対象者に必要な医療・サービスを提供しています。
- 精神通院医療、人工透析・心臓手術等の更生医療、身体障がい児の育成医療等の自立支援医療を実施しています。また、重度心身障がい者医療等による医療費助成を行っており、年度更新時を含め、年に2回広報で制度の周知を行い、必要な方が助成を受けられるように努めています。

施策展開の方向

- 地域にある様々な医療機関の連携を図り、専門医やかかりつけ医の確保に努めるとともに、保健・医療・福祉の各分野が連携し、相談、治療、訓練の一貫したリハビリテーション体制の更なる充実に努めます。
- 自立支援医療費制度や重度心身障がい者医療費助成制度による医療費支援により、引き続き障がい者が安心して適切な医療を受けられるように努めます。

2. 心と体の健康づくりの推進

現状・課題

- 精神科医師との無料相談会を年間12回実施しています。また、市内の中学校3年生や産婦を対象に心の健康に関するリーフレットを配布して、普及啓発の充実を図っています。
- 生活習慣病予防の重症化予防の取り組みとして、健診時の健康相談や定例健康栄養相談を実施したり、国民健康保険加入者の希望者を対象にした糖尿病重症化予防プログラムを実施しています。また、運動教室や栄養教室を実施し、健康に対する意識の高い人だけでなく、健康無関心層へのアプローチとして健幸アンバサダーによる声かけなどを実施しています。
- 心の不調の早期発見・早期相談につなげるための人材育成として、ゲートキーパー養成講座やいのちのワークショップを開催しています。令和4年度からは中学生を対象とした SOS の出し方に関する教育を開始しています。

施策展開の方向

- 精神障がい者の相談会（精神保健事業、家族会）等を活用して、引き続き障がい者の健康づくりに対するきめ細かな支援に努めます。
- 引き続き健診や健康教育等の一次予防と生活習慣病の重症化予防の取り組みを進めます。
- 引き続き不安、ストレス等のメンタルヘルス対策を推進するとともに、心の不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。また、精神疾患に関する相談内容が複雑化している現状から、今後も支援者間の連携強化に努めます。

3. 適切な保健・療育体制の充実

現状・課題

- 令和2年10月から子育て世代包括支援センターを設置し、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・子育て期において切れ目ない支援を行っており、乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的とした乳幼児健診・相談等を実施しています。
- 未就学の障がい児に対する個別・集団による指導訓練等の療育支援を行う児童発達支援、発達段階に応じて生活能力向上のための訓練等を行う保育所等訪問支援の実施や、就学児童に対する放課後等デイサービス等、適切な支援を実施しています。
- 障がい児の在宅支援については、行政、相談支援事業所、関係機関が連携を図りながら、個別に必要な支援を実施しています。
- 保健センターでは医師による発達相談や心理相談員による子育て相談等の機会を通じて、助言や指導を実施しています。障がいのある子どもの成長・発達には、早期からの療育支援が重要であり、医療機関や保育所等といった子どもの成長を見守る機関における発見機能を強化していく必要があります。また、保護者の障がいに対する情報不足や受容のしづらさから療育の開始が遅れるといった課題も出ているため、より身近で相談しやすい窓口やきっかけづくりが必要です。
- 医療的ケア児の日常生活における支援においては、関連分野の総合調整を行うコーディネーターの配置人数の増加と、保健・医療・福祉等関係機関が連携・協力する支援体制を強化することが必要です。

施策展開の方向

- 引き続き妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査、家庭訪問、健康教育・相談等の母子保健事業を充実させ、関係機関と連携を取りながら妊娠・出産・子育て期における包括的な切れ目ない支援を行うよう努めます。
- 障がい児通所支援事業所において、利用者のニーズに即したきめ細かなサービスを提供し、引き続き支援体制の強化に努め、更なる療育体制の充実・強化を図るために、児童発達支援センターを1箇所追加整備します。
- 引き続き障がい児についての情報提供や相談支援等により、その家庭や家族を支援することで在宅支援の充実に努めます。
- 発達の遅れや障がい等の心配がある子どもについては、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、専門的な療育・医療機関と連携し、指導や助言等のサポートを継続しながら、引き続き早期発見、早期介入に努めます。
- 発達障がいと診断されている又はその疑いのある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施し、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。
- 医療的ケア児が適切な訪問診療や看護・リハビリ、福祉サービスが受けられるよう、関連分野の支援を総合調整するコーディネーターの増員を図るとともに、医療的ケア児支援の協議の場においても、関係機関と情報の共有や支援の内容について検討し、令和4年7月に開設した愛媛県医療的ケア児支援センターとも必要な連携・協力を行うことで、更なる支援体制の強化に取り組みます。

第3章 教育・育成の充実

1. 特別支援教育の推進

現状・課題

- 児童生徒に対する共生社会への理解を育むため、インクルーシブ教育の視点から通常学級と特別支援学級の交流学习を展開しています。
また、福祉に対する認識を深めるため、社会福祉協議会等との連携し、総合的な学習の時間を活用した福祉教育の実践にも取り組んでいます。
- 特別支援学級の授業や野外活動等を通じて、児童生徒相互の交流や社会生活体験、生活自立、機能訓練等を行い、個別指導計画に基づく子ども一人ひとりの特性に応じた適切な教育指導・支援を実施しています。また、就学前児童生徒に対する就学相談や指導において、専門の医師や特別支援学校の指導教員等の支援関係者で組織する教育支援委員会により、一人ひとりの個別状況に応じた丁寧な就学支援指導を行っています。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒が増加傾向にあり、今後も支援体制の強化が必要です。そのためには、子どもたちの発達上の課題に対し、保護者との信頼関係の構築の下、専門的な対応や課題解決のためのアドバイスができる関係職員の育成が重要です。

施策展開の方向

- インクルーシブの理念を踏まえ、福祉・教育の連携による一貫した支援体制の仕組みを構築し、ライフステージを通じた情報を共有した支援に引き続き取り組みます。
- 小中学校では、一人ひとりの教育的支援のニーズを踏まえた個別の指導計画の作成とそれを活用した指導・支援に引き続き努めます。さらに、特別支援学校と小中学校との連携した指導・支援、通級指導設置校と対象児童生徒の在籍校との連携した指導・支援に努めます。
- 障がいに対する理解と認識を深めるため、教員等に対する研修の機会を設けることにより、特別支援教育の向上を図ります。また、特別支援教育が必要な児童生徒にきちんと行き届くよう、教員の確保や特別支援教育コーディネーターの育成に努めます。

2. 保育・教育環境の充実

現状・課題

- 市内の保育所等において障がいや発達の遅れのある児童の受け入れを促進し、地域で育てる環境づくりに努めています。

保育所等に在籍していない未就学の児童においても、身体障害者手帳等の交付を受けた児童等に対する療育の一環として、保育所及び認定こども園の備えている施設機能を利用して障がい児の福祉の増進や発達支援を図るため、障がい児交流保育を実施しています。

昼間、就労等で保護者が自宅にいない家庭の児童を対象に、遊びを主とした健全育成の場を提供する放課後児童クラブにおいても、障がい児の受け入れを行っています。
- 特別支援教育の指導者を招聘した実習形式による研修を実施し、教員等の能力向上に努めています。また、関係機関の連携については、特に就学相談に向けた情報共有を積極的に行っています。教育支援委員会を中心に、個々の状況と将来の見通し等に基づく適切な就学支援を行っています。
- 障がい特性も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから、多様化する障がい特性への理解と専門的知識の向上、及び、医療的な配慮が必要な児童の受け入れに伴う保健・医療・福祉等の連携促進が必要です。

施策展開の方向

- 障がいのある子どもやその家族に対する専門的な療育や相談について、地域の中で連携して対応できるよう、更なる受け入れ体制の整備・充実を図ります。
- 引き続き教員や保育士、指導員等の人員の充実や研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、保育所等と小中学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、西条市青少年育成センター、西条市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めます。また、個別指導計画に基づく子ども一人ひとりの特性に応じた適切な教育指導・支援に努めます。
- 障がい児保育に対する専門的な知識や多様化する障がい特性への理解を深める研修を実施し、保育士等の質の向上を図るとともに、医療的配慮が必要な児童の受け入れについて保健・医療・福祉の連携促進に努めます。

第4章 雇用・就業の確保

1. 一般就労の促進

現状・課題

- 就労を希望する障がい者と障がい者を求人・雇用している企業とのマッチングの場として、ハローワーク等の協力を得て西条市障がい者合同就職面接会を実施しています。平成30年度の合同就職面接会による就職割合は32.2%でしたが、令和5年度においては23.8%に減少しました。令和5年度における職場定着率は平成30年度決定者は80%、令和元年度決定者は67%、令和2年度決定者は34%、令和3年度決定者は0%と減少していましたが、令和4年度決定者の定着率は100%となっています。
- ハローワークをはじめとする関係機関と障がい者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。また、障がい者の一般雇用については、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構「愛媛障害者職業センター」等が主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援等が行われています。
- 市内の就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所等と連携しながら、一般就労へ向けた知識、能力を向上させる支援や、一般就労へ移行した障がい者が就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応し、職場へ定着できるよう、必要な支援を行っています。
- 令和6年度から民間企業（従業員を43.5人以上雇用している事業主）における障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業主・市民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化していく必要があります。
- 西条市役所における令和5年度の障がい者雇用率は、法定雇用率2.60%に対して、市長部局が2.24%、教育委員会が2.98%となっており、市長部局においては法定雇用率を下回っていることから、法定雇用率の達成が課題です。

施策展開の方向

- 西条市障がい者合同就職面接会における内定率やその後の職場定着率の分析を行い、内定率及び定着率の向上のために、就職を希望する障がい者へのマナー講習会や障がい者雇用を積極的に行う企業見学会を開催し、引き続き障がい者雇用の推進を行います。
- 一人ひとりの希望や障がいの状況に応じた就労支援を行うため、今後も県やハローワーク等と連携して、関係機関によるネットワークを構築するとともに、個別の支援計画に基づく訓練等の提供の機会の更なる拡大を図ります。
- 就労する障がい者からの相談、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けた支援が実施できるよう、就労定着支援事業所等と連携して、引き続き障がい者の就労定着を目指します。
- 民間企業に対して、障がい者合同就職面接会等の機会を通じて、障がい者の雇用促進にかかる啓発活動を引き続き行います。また、法定雇用率の順守、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不

提供の禁止など、市民や事業者、関係団体などに対する更なる啓発活動を推進します。

- 西条市役所においても、障がい者雇用を促進し、法定雇用率の達成に努めます。

2. 福祉的就労の促進

現状・課題

- 就労継続支援事業所が障害福祉サービスとして提供している福祉的就労は、働く実感や喜び等、生きがいを得る場として重要な役割を果たしています。

市内の福祉的就労は、令和5年4月1日時点で、就労定着支援事業所として2事業所、就労移行支援事業所として3事業所、就労継続支援A型事業所として3事業所、就労継続支援B型事業所として19事業所あり、様々な作業訓練が行われています。

- 西条市障がい者就労支援ネットワーク会議において、農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会を拡大することを目的とした「農福連携」の取り組みを進めています。
- 障がい者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障がい者の自立と社会参画につながるよう、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、受発注の拡大に引き続き取り組むことが重要です。本市においては、令和4年度の実績は約84万円と減少傾向にあり、発注を推進していくことが必要です。

施策展開の方向

- 障がい者のニーズにあわせた様々な形態の就労を選択できるよう、必要な情報を提供するとともに、就労継続支援事業所等と連携し、引き続き必要な支援に努めます。
- 農業と福祉が連携して、農作業の担い手不足の解消と障がい者の就労機会の拡大を目的とした「農福連携」の取り組みについて、今後も県等関係機関と連携して支援に努めます。
- 市が率先して障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注を今後より一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。

第5章 生活支援サービスの充実

1. 相談支援体制の充実

現状・課題

- 西条市ウイングサポートセンターでは、就学前から就学後の児童生徒を対象とした窓口相談や訪問相談を実施しており、発達障がい等に関する専門教員の配置等、対応の充実に努めています。また、就学相談の要となる教育支援委員会をはじめ、関係機関との情報共有や協力連携に努め、相談体制の充実に努めています。
- 障害福祉サービスの利用者に対しては、計画相談支援・障害児相談支援において相談支援専門員が本人の心身の状況、置かれている環境やサービスの利用希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成しています。

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。様々な障がいに応じた幅広い相談に応じられるよう、相談支援体制を整備するとともに、相談員や事業者等の支援者に対しても育成・研修等の更なる充実に努める必要があります。
- 市では、西条市社会福祉協議会と社会福祉法人あおい会に障がい者相談支援センター事業（一般相談支援事業）を委託し、随時、障がい者や家族からの相談に対応しており、不安を解決するために、身近にいつでも気軽に相談できる体制づくりを行っています。

施策展開の方向

- 障がい者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、一般相談支援事業所等関係機関が連携を一層強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整等、引き続き総合的な相談体制づくりに努めます。
- 障害福祉サービスの利用に際して、利用計画の作成やモニタリングを行う相談支援専門員のケアマネジメント技術の向上に向けて、引き続き事例検討会や研修会を開催し、相談支援技術の底上げを図ります。
- 地域で安心して生活するために、身近な相談体制づくりに努めます。また、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいがある方やその家族からの総合的な相談窓口である「基幹相談支援センター」の設置について、検討を進めます。

2. 在宅生活への支援の充実

現状・課題

- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行うことで、障がい者の生活支援に努めています。
- 障がい者の外出支援について、本市では、地域生活支援事業による移動支援事業を実施しました。また、法制度にのらないきめ細かな在宅生活の支援のために、福祉基金事業として各種タクシー利用助成券交付や紙おむつ等支給事業等を実施しております。
- 障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、年金や手当等の経済的支援に加え、在宅生活を支える様々な福祉サービスが必要となります。また、介護を担う家族の負担の軽減も求められています。

本市では、「障害者総合支援法」に基づく「居宅介護等の福祉サービス」や「補装具費の支給」、「日常生活用具の給付」を障がい者の状況に応じて適正に提供し、支援の充実に努めています。

施策展開の方向

- 障害基礎年金、特別児童扶養手当等の支給、各種税制度の優遇、NHK 受信料・公共施設の利用料減免、交通機関による各種割引制度等の周知を行い、市単独事業（寝たきり等介護手当、重度身体障害者移動支援等）を支給することによって、引き続き障がい者の生活支援に努めます。
- 障がい者本人の希望により、安心して外出できるよう、引き続き移動支援事業や福祉基金事業として、各種タクシー利用助成券交付事業や紙おむつ等支給事業等のサービス提供に努めます。
- 引き続き「障害者総合支援法」に基づく、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護）の給付や補装具費の支給を円滑に進めるとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付等の充実に努めるとともに、社会のニーズに応じた見直しを随時行います。

3. 日中活動への支援の充実

現状・課題

- 障がい者の福祉的就労や訓練、作業、交流等を行う日中活動の場として、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センター等があります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があり、障がい者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設として機能しています。また、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ」、「さくらんぼハウス」）においては、障がい者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場を提供しています。
- 重症心身障がい児（者）の日中活動の場について、重症心身障がい児（者）を対象とした多機能型重症心身障がい児（者）施設が令和3年度から開設しており、日中活動の場の受け皿となっています。
- 障害福祉サービスを利用している人が65歳になった以降も、使い慣れた事業所でサービスを利用できるよう、関係機関と連携を図りながら、共生型サービスの体制整備を図っていく必要があります。

施策展開の方向

- 相談支援専門員や一般相談支援事業所とも連携し、障がい者の状況や要望の的確な把握に努め、意向に沿えるよう、通所型サービスの更なる充実に努めます。
- 重症心身障がい児（者）の日中活動の場として、令和3年度に開設した多機能型重症心身障がい児（者）施設の利用促進を図ります。
- 共生型サービスについては、現在介護保険や障害福祉サービスの指定を受けている事業者や新たに指定を受けようとする事業者に対し、制度の周知を図りながら、介護保険及び障がい福祉担当課が連携して取り組みます。

4. 居住の場への支援の充実

現状・課題

- 障がい者の家族の高齢化に伴う介護負担の軽減や、親なき後の生活の不安を解消するための住まいの場の確保については、相談支援専門員とも連携して、障害者支援施設やグループホームへの入所に向けた周知を実施しています。
- 障がい者の地域移行を促進するため、施設整備に際して財政的な支援を行っています。国の施設整備補助については、社会福祉法人やNPO等への情報提供を行っています。
- 市内のグループホームの整備は進みつつありますが、一方で、重度障がいのある人にも対応した住まいや職員の人材の確保等が課題としてあがっています。

施策展開の方向

- 引き続き利用者本人や家族のニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施に努めます。
- 障がい者の地域生活を促進するため、グループホーム入居の待機者数も一定数いることから、グループホームの整備・充実に向けて社会福祉法人や NPO 等へ情報提供を行うとともに、財政的な支援を引き続き推進します。また、障害者支援施設への入所待機者の解消に向けた支援も引き続き推進します。
- 障害者支援施設やグループホーム利用者の障がいの重度化、多様化に対応できるよう、県や関係機関とも連携し、従事者の専門知識の向上や支援技術のスキルアップを支援します。

第6章 生活環境の整備・充実

1. 福祉のまちづくりの推進

現状・課題

- 障がい者の自立と社会参加を支援し、だれもが快適で暮らしやすい生活環境を実現するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化等、障がい者に配慮したまちづくりが重要です。

本市では、公共空間の整備にあたり、歩道等の段差解消を実施するなど、可能な限りバリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めています。また、交通量の多い区域においては、カラー舗装や誘導標識の設置等に努めています。

施策展開の方向

- 道路や公園、公共建築物等について、障がい者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、安全・安心な利用ができるよう、適切な維持管理に努め、障がい者が円滑に利用できるよう引き続き必要な配慮を行います。また、各種整備計画は障がい者の意見を反映し、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れた計画とするよう今後も努め、障がい者が日常生活や社会生活を安心して営むことができるまちづくりを進めます。

2. 円滑なコミュニケーションの支援

現状・課題

- 意思疎通支援事業として、聴覚等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を設置するとともに、手話通訳者及び要約筆記者を登録し、ニーズに応じて派遣しています。
- 「奉仕員養成研修事業」（地域生活支援事業）として、視覚や聴覚等に障がいがある人のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を開催しています。
- 令和5年度から「西条市コミュニケーション出前講座」を実施しています。手話をはじめとする、聴覚障がい者に対する理解が進むよう努めています。

施策展開の方向

- 引き続き生活のあらゆる場面で、情報伝達やコミュニケーションをはじめとする社会的障壁を除去するための配慮（合理的配慮）がなされるよう、市に手話通訳者を設置し、広報紙やホームページ等を通じて合理的配慮について啓発を行うとともに、だれもが必要な情報を的確に得られるよう、障がいの種類や特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。また、手話の普及や手話通訳者の派遣事業及び要約筆記者の派遣事業の更なる充実を図ります。
- 引き続き奉仕員養成研修事業を通じて、一人でも多くの市民を手話奉仕員等として養成していくことにより、視覚障がい者や聴覚障がい者がコミュニケーションがとれる環境整備を進めます。
- 引き続き西条市コミュニケーション出前講座を実施し、聴覚障がい者や手話について今後更に市民の理解が深まるよう努めます。

3. 生活安全対策の推進

現状・課題

- 障がい者が事故や犯罪に巻き込まれたりすることがないように、地域における日頃の防犯体制として、悪質商法等（詐欺）が疑われる事案について、対応マニュアルを整備しており、警察に情報提供をするとともに、警察からの要請など必要に応じて防災行政無線や安全・安心情報お届けメール、市 LINE 等で注意喚起を行っています。
- 大規模災害時において、通常の避難所では生活に支障があり特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者などの要配慮者が避難生活を送ることができるよう、市内の特別養護老人ホームや障害者支援施設などを運営する17法人（社会福祉法人、医療法人、社会医療法人）と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
- 障がい者が地域で安全に暮らしていくためには、防災体制の充実が不可欠です。災害等の緊急時に支援が必要な人に対して、速やかに避難・援助が行えるよう、日頃から地域コミュニティ活動の連携強化を図り、防災訓練等を通して要支援者の情報把握に努め、地域の支援体制づくりの強化に努めています。

施策展開の方向

- 引き続き障がい者やその家族等に対し、悪質商法等の被害の未然防止、早期発見、拡大防止のための情報提供、啓発活動を行います。
- 避難所については、引き続き民間施設との協定等、福祉避難所の確保と災害時における業務の在り方について、協議を進めます。
- 災害等の緊急時において、障がい者の安全を確保できるよう、障がい者に対する防災知識や災害に関する情報提供の充実、避難行動要支援者の情報の集約、避難所の整備、地域住民による見守りネットワーク化の促進等、支援体制づくりを引き続き推進します。また、西条市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、計画を確実に実施できるよう、福祉事業者の協力を得ながら、福祉専門職が関わっている優先度の高い要支援者について、市との委託契約に基づき、個別避難計画を作成し、避難行動要支援者対策を推進します。
- 医療的ケアが必要な在宅の障がい者（児）が大規模災害等で停電になった場合でも、引き続き医療機器が使用できるよう非常用電源の購入の助成を行います。

第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

1. 学習・スポーツ活動への参加の促進

現状・課題

- 障がい者団体が自立更生に向けた県外研修会やスポーツ講習会に参加するにあたり、財政的な支援をするとともに、研修機器・スポーツ用具購入に対しても支援しています。
- 障がい者の生涯学習やスポーツへの参加は、社会参加という視点だけではなく、健康増進と交流の輪を広げ生活を豊かにするうえで重要であるため、これらの活動に参加し、楽しむことができる機会を増やしていく必要があります。

また、障がい者が地域において、生涯学習やスポーツに親しむことができるようにするためには、障がい者のニーズに応じた取り組みが必要であり、障がいの有無に関わらず、活動できる環境づくりが重要です。

県では、年齢や性別、障がいの垣根なく競い合い、楽しむことができるeスポーツを障がい者に重点を置いて推進しており、市内の就労継続支援事業所1事業所が愛顔eスポーツモデル施設に指定されています。

施策展開の方向

- 引き続き障がいのある方が、多様な学習機会やスポーツに気軽に参加できるよう、支援に努めます。
- 一人でも多くの障がいのある方がスポーツに親しみを持つことができるよう、障害者団体連合会と連携・協力して、福祉プールやふれあいの運動会への参加機会を確保するとともに、障がいのある方がより気軽に参加できるように更なるスポーツ・eスポーツ・レクリエーション活動の場の確保に努めます。

2. 団体活動とまちづくり活動の推進

現状・課題

- 障がい者団体が開催するイベント等の情報を広報紙やホームページに掲載するなど、活動内容の周知・啓発を行っています。
- 市で実施するまちづくり活動に関する各種施策・事業について、障がいのある方の参画を積極的に促進しています。
- 障がい者の当事者の会や家族会等の団体が複数あり、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。一方で、団体の会員数が年々減少傾向にあることや、会員の高齢化が進行していることなどが、今後の課題となっています。

施策展開の方向

- 障がい者団体が開催する諸活動において、引き続きイベント等の情報を広報紙やホームページ等に掲載するなど、活動内容の周知・啓発を行います。
- 市が実施するまちづくり活動に関する各種検討会議や施策・事業について、障がい者の参画について啓発を行い、引き続き積極的に参画を促進します。
- 各種障がい者団体に対して、引き続き支援を行うとともに、団体の会員数の減少対策として、市窓口で団体の活動内容の周知・啓発を行います。

第8章 差別の解消、権利擁護の推進

1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状・課題

- 平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行に併せ、市役所職員の対応要領として「障がいのある方への対応のしおり」を策定し、職員に対する研修を実施しています。
- 障がいのある人が自立した生活を営むことのできる「福祉のまちづくり」のためには、市民一人ひとりが障がいについて正しく理解し、偏見や差別の解消を推進することがとても重要です。その一環として「障害者週間（12月3日～12月9日）」には、障害者週間記念標語優秀作品表彰式典を開催しています。また、西条市コミュニケーション出前講座の実施や、市ホームページで周知・啓発する等、障がいと障がい者に対する正しい理解を深め、差別の解消を推進する取組を行っています。
- 令和3年5月に改正された「障害者差別解消法」では、令和6年4月から民間事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。民間事業所においても、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮の取り入れについて、理解を深めるとともに実践していくことが求められます。

施策展開の方向

- 市役所職員への障害者差別解消法の研修を引き続き実施し、障がい者の障がい特性に応じた適切な配慮と対応ができるよう、合理的配慮の徹底を図ります。
- 引き続き障害者週間をはじめとし、西条市コミュニケーション出前講座を市内小中学校や民間事業所等で実施し、市民への障がいに対する正しい理解と差別の解消に努めます。
- 障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、改正後の障害者差別解消法の民間事業所の義務化に関する周知・啓発活動を行い、民間事業所における合理的配慮の提供が実施されるよう周知・啓発に努めます。

2. 権利擁護の推進

現状・課題

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、社会福祉課内に設置されている西条市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。

また、相談や通報があった際には、県等と適宜情報共有を行い、連携して対応にあたっています。
- 西条市障がい者自立支援協議会権利擁護部会において、障がい福祉サービス事業所等を対象に成年後見制度や後見事例に関する研修会を開催し、制度の周知・啓発に努めています。
- 西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の促進を図ることにより、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について判断に不安を感じている知的障がい者や精神障がい者が安心して生活が送れるよう、金銭管理等の必要なサービスを提供しています。
- 市では、精神障がい者や知的障がい者の権利を擁護することを目的とした、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）を実施しています。また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく利用促進基本計画を策定し、社会福祉課を中核機関として位置付けました。

今後は、更なる権利擁護の推進に向けて、後見人等の担い手の確保や地域連携ネットワークの強化が必要です。
- 日常生活において障がい者虐待が疑われる事例もあり、障がい者の虐待防止について、広く市民が理解を深めることができるような取り組みを行うことが課題です。

施策展開の方向

- 西条市障がい者虐待防止センターや西条市障がい者自立支援協議会を中心とする虐待防止ネットワークの強化により、引き続き障がい者虐待の予防や早期発見・解決に取り組めます。

障がい者虐待については、養護者や施設従事者が虐待の定義を認識していないために発生するケースや事業所の職員に対する指導・教育不足が背景とみられる通報事例があるため、引き続き西条市障がい者虐待防止センターと西条市障がい者自立支援協議会権利擁護部会が連携して、認識の共有を図るとともに、その周知・啓発に努めます。
- 引き続き、西条市障がい者自立支援協議会権利擁護部会において、障がい福祉サービス事業所等へ成年後見制度の周知・啓発に努めます。
- 引き続き西条市社会福祉協議会による地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の促進を図ることにより、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理について判断に不安を感じている知的障がい者や精神障がい者が安心して生活が送れるよう、金銭管理等の必要なサービスを提供します。
- 「西条市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中核機関として、判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者、相談支援事業所等に対し、制度の周知を図るとともに、各関係機関との連携構築に努めます。
- 障がい者虐待防止について、引き続き市広報紙やホームページ等で周知・啓発を行うとともに、市民に対する研修・講座を実施し、市民の理解促進に努めます。